

第2回 理化学研究所運営・改革モニタリング委員会 議事概要

日 時： 平成 26 年 12 月 15 日（月） 15 時 00 分～17 時 00 分

場 所： 理化学研究所東京連絡事務所

出席者： 【委員】 野間口有委員長、家泰弘委員、池田雅夫委員、手塚一男委員、
山本富夫委員

【理研】 坪井裕理事、川合眞紀理事、古屋輝夫理事、有信睦弘理事、
加藤重治理事長特別補佐、
理研科学者会議 加藤礼三議長、上垣外修一議員、
生越満研究不正再発防止改革推進室長 他

議事概要：

(1) 現在までのアクションプランの取組み状況について

(2) 委員会の検討の進め方等について

理研側からの説明の後、委員より以下のような意見が出された。

- ▶ アクションプランの取組みとしてどのようにすれば、今回の事案をどこで止めることができたか。例えば、研究不正防止策の規程を充実させているが、その中に書かれている職員の研究倫理に関する意識は具体的にどのような方法で確認するのか。e-learning の受講状況は数値で確認できるが、人によっては形だけ受けている場合もあるかもしれない。(理研側回答:e-learning として要求した CITI-Japan に関しては合格点を設定しており、合格しないと受講終了しないようになっている。)
- ▶ e-learning の受講対象者はどこまで含まれるのか。データの保管もそうだが、対象をどこまでとするのか、その範囲は重要な問題である。(理研側回答：CITI-Japan の対象は、今年度は雇用契約を結んでいる役職員約 3,700 人。来年度以降、雇用契約を結んでいない客員研究員等にも拡大することを検討中。) 客員研究員や国内外の共同研究者等、対象を拡げる場合のルール作りは簡単ではないだろう。
- ▶ e-learning の受講が、5 年ごとということが引っかかる。もう少し簡便な内容で頻度を上げてやるものがあったとしても良いのではないか。CITI-Japan のような難しいものは 5 年ごとが良いが、もう少し簡易な、研究倫理マインドを上げるようなセルフチェックを促すような e-learning を頻度を上げて行ってはどうか。(理研側回答：5 年ごととしているものは免許証的な考え方によるもの。日常的な確認や普及は研究室内のミーティングなど簡易なものを検討したい。)
- ▶ 規程等で研究倫理教育を充実する方向となっているが、実際の現場でしっかりと教育が行われているかのチェックはどのようにするのか。研究倫理教育責任者が色々な役割を果たすことになっているが、日常の研究活動の中で規程どおり行われていることをどのようにチェックするのか。研究倫理教育責任者は各センターに置かれ

る。センター固有の問題もあるだろうが、各センターの研究倫理教育責任者が一堂に集まってディスカッションして改善を図るということは考えているか。

- 研究倫理教育責任者の任務が理研の説明のように日常的な研究室メンバーとのコミュニケーションだけでは、研究記録がきちんと保存されているか等の確認を行うのは難しい。また、理研規程では適切な点検という任務が規定されているので、もし実施するなら点検のための何らかのチェックシートのようなものが必要。
- 内部統制の観点から、理研における内部監査、監事監査を行っていく中で、研究倫理教育責任者と研究倫理教育統括責任者をどう位置づけるのか。それを明確にすべき。研究倫理教育責任者となった人が、具体的にどう動くのかということを理解して、有効なことができれば、規則やシステムで研究活動そのものを縛ってしまうという問題は解決する。そのためには、作った規程の中身をいかに具体化していくかを明確にすることが必要。取組みが膨大で、この委員会で全部見ることは難しいが、研究倫理教育責任者が具体的にどう動くのかということに重点を置くと、効果的に検証することができると思う。研究倫理教育責任者を活かせるようにしなければならない。
- 倫理研修の e-learning に CITI-Japan を利用することは当面の措置としては理解できるが、CITI-Japan は医学倫理教育をベースとしているので、他分野の研究者には違和感があったのではないかと思う。
- 研究室のミーティングやシニアな研究者と話すことで、若い人の研究倫理が醸成されていく。昔と異なり、最近はそのような時間がとれなくなっているように感じる。
- 今回の問題をどう理解しているか。自分なら、すごい成果だと思った後、話がうますぎると感じただろう。そして、データまで遡ってチェックしたと思う。改革委員会でも、シニアな研究者がチェックをすべきだったとされている。今回はチェックすべき立場の人がそれをやらなかったと理解するのであれば、そこをいかにすれば防げるのか。規程でできることとできないことがあるので、厳しくすれば良いと言っているわけではなく、研究者のマインドをどう持って行くのが良いか考えることが必要。
- 内部通報制度について、内部窓口への通報と外部窓口への通報とでは、通常件数が圧倒的に多いのは内部への通報。問題が小さい段階での通報が大半であるが、ここで手を打つことが重要で大事に至らない。
- 今回の事案は特殊なケースだと思う。色々な条件が重なったもの。このような画期的と思われる成果が出たときに、データはこうあるべきといった提言が上司や同僚などから出なかったのが残念。
- 特殊な事例だと思う。だから仕方がない、ということにはできず、それに対応しなければならない難しい状況であることは理解する。
- 研究記録の保存について、データや資料等の保存とあるが、「等」として何を含ん

でいるのか。データの所有は研究所とする方針は理解したが、そのことは雇用契約等で明記されているのか。研究者はもちろん研究データ等を自身で保存したいと思うだろうが、「保存義務」となれば意味も変わる。また、データ、ノート等電子化できるものもあるが、試料、有体物の保存についてはどのように考えているか。試料など有体物は分野により状況が大きく異なる。

- ▶ 研究データ等の保存は、研究不正の疑義が生じた時に研究者及び研究機関が自らを守るためという意味合いがある。その観点から、義務としての保存を最低限どこに設定するかのさじ加減が重要。また、異動した研究者に関わる資料等をだれがどのように責任を持って管理するかも問題。
- ▶ 試料にもドライ系とウェット系があるので、あまり統一的にやるのもどうかと思う。各センターで合理的にやるべき。(理研側回答：研究所としては最低限共通して行うべき基本ルールを策定し、実際の運用はそれぞれの状況に応じて各センターでという形になっている。)
- ▶ 研究記録の「保存」と書かれているが、「作成」については書かれていない。保存といえば当然作成義務はあるということか。アクションプランには作成義務が書かれている。規程として作成義務を書く必要はないか。
- ▶ 資料のタイトルが「アクションプランの評価の視点」となっているが、本委員会のミッションからして「アクションプラン『の実施状況』の評価の視点」ではないか。
- ▶ 理事長補佐役の役割の記述に関して、「科学の立場から」と「科学者の立場から」が混在しているが、前者であるはず。
- ▶ モニタリングが散漫になるといけない。重点を絞らないと間に合わない。アクションプランの運用状況を確認しようとする、研究倫理教育責任者の役割や、実際に何をやっているかを具体的に聞かないと分からない。研究倫理教育責任者の役割は大きいので、そこを重点にする必要がある。実験データの件も、規程を作ったが、実際にそれが運用されているかをモニタリングしていくとなると、重点を絞る必要がある。その方策を追加してほしい。
- ▶ アクションプランの運用状況の確認に関しては、「(見通しを含む)」となっているとおり、反映は確認できても、運用状況を確認するにはプラン実施開始からの時間がやや短すぎる。委員会として「こうすべき」とアドバイスできればと考えている。
- ▶ 研究倫理教育責任者の役割に興味がある。実効的に役割を果たせるか。1月から実際に動き出すのであれば、それを見て、実効性の確認及び修正の提言などが出せれば意味がある。
- ▶ 現場の研究者の自由闊達な活動が阻害されてはいけない。
- ▶ 1月の神戸地区と和光地区の現場視察について、研究者との意見交換とあるが、自分が見たいのは、現場の本当の意識。できればヒアリングを行う研究者をランダムに選出したい。理研で選んだ研究者をヒアリングするというケースもありうるが、

それ以外に選ぶ仕組みを検討してほしい。

- 現場視察の位置づけだが、実態を認識するという観点からランダムにということになればそれは監査に近いものになる。1月初めで e-learning の受講成果は確認可能かもしれないが、規程の浸透については難しい。実施状況確認と監査の間くらいの位置づけか。監査の場合は監査側が対象を選ぶ者だが、今回はそこまで監査計画を詰められないので、理研で選んでも良いのでは。その中で実態を見せてほしい。

以上